

公 示

平成21年度食品小売機能高度化促進事業の公募について

「食品小売機能高度化促進事業」を平成21年度から実施することとしており、本事業に参加する者（事業実施主体）を公募しますので、希望される方は、下記に従いご応募ください。

なお、この公募は、平成21年度予算により実施する事業に係るものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に行っているものです。このため、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

記

1 事業の趣旨

少子高齢化の進展など社会構造が変化する中で、近年のガソリン価格の高騰等により食料供給コストが増加するなど、地域における食品流通をとりまく情勢は厳しさを増しつつあり、地域の食品小売店は、消費者ニーズに十分対応できない状態に陥って、本来の機能を果たせないでいます。

このため、消費者ニーズに対応した食品販売サービスの機能強化を図るとともに、販売商品の付加価値向上により、利便性の高い商店街の振興と農林水産業の発展を図っていくことを目的とします。

2 事業の概要

本事業の内容は以下に掲げるとおりとします。

(1) 機能高度化支援事業

中小食品小売業者が策定する、食品小売機能強化等計画に基づき、消費者ニーズに適確に対応した、販売商品の付加価値向上、食品販売サービスの機能強化を図るため、リース方式による整備に対して、事業実施主体があらかじめ総合食料局長の承認を受けた食品小売機能高度化促進事業交付規程に基づき、当該リースに係るリース料の一部について助成を行う。

(2) 機能高度化推進事業

事業実施主体は、応募方法等の検討、実施計画の審査・評価を行うため、審査・評価委員会を設置し、中小食品小売業者から提出された食品小売機能強化等計画の審査・評価を行う。なお、採択した中小食品小売業者への助成に関して、適切な推進を図ることとします。

3 応募資格及び応募方法

下記の公募要領等をご参照ください。

- ・平成21年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領（以下「公募要領」という。）
 - ・平成21年度食品小売機能高度化促進事業に係る公募の手引き
- <参考>
- ・(改正予定) 食品産業競争力強化対策事業実施要領
 - ・(改正予定) 食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱

・(改正予定) 食品流通効率化対策事業の運用について

4 応募の期間

平成21年2月5日(木)～平成21年3月16日(月) 17:00

5 補助金交付候補者の選定方法

公募要領に基づき、提出された課題提案書等において審査を行い、補助金交付候補者として1者を選定します。

6 公募要領等を交付する日時及び場所

(1) 日時：平成21年2月5日(木)～平成21年3月16日(月)
10:00～12:00及び13:00～17:00(土日、祝祭日は除きます。)

(2) 場所：農林水産省総合食料局流通課商業振興班施設係
(本館6階北側、ドアNo.本611)

なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。

7 応募に係る説明会の開催日時及び場所

(1) 日時：平成21年2月16日(月) 14:00～

(2) 場所：農林水産省 7階講堂

8 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：平成21年3月16日(月) 17:00必着

(2) 提出先：農林水産省総合食料局流通課商業振興班施設係
(本館6階北側、ドアNo.本611)

(3) 提出部数：課題提案書(別紙様式1-1から1-4)・・・1部
団体の概要が分かる資料・・・1部

9 課題提案会の開催

開催する場合には、公募締め切り後、応募者の方に事前に連絡します。

10 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

11 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省総合食料局流通課商業振興班施設係(本館6階北側、ドアNo.本611)

電話：03-3502-7659

FAX：03-3502-5336

以上公示する。

平成21年2月5日

農林水産省総合食料局長
町 田 勝 弘